

平成25年度
情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

米子市

目 次

1	情報公開制度		
(1)	公文書公開等決定件数	1	
(2)	年度別公文書公開等決定件数	3	
(3)	公文書公開請求の処理状況	4	
2	個人情報保護制度		
(1)	各種請求に対する年度別決定件数	8	
(2)	各種請求の処理状況	10	
(3)	個人情報取扱事務の届出	13	
(4)	個人情報外部提供等に係る総務管財課協議（協議件数）	13	
3	米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況		
(1)	概要	14	
(2)	会議の開催回数	14	
(3)	開催内容等	14	
(4)	審査会委員	15	
4	外郭団体の情報公開制度		
(1)	制定・施行団体	16	
(2)	処理状況	16	
5	米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度		
(1)	情報公開制度	16	
(2)	個人情報保護制度	16	
(3)	米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	16	
	《資料》		
(資料 1)	米子市情報公開・個人情報保護審査会	平成 2 5 年度答申第 1 号	17
(資料 2)	米子市情報公開・個人情報保護審査会	平成 2 5 年度答申第 2 号	21
(資料 3)	米子市情報公開・個人情報保護審査会	平成 2 5 年度答申第 3 号	40

1 情報公開制度

平成25年度は、56件の公文書公開請求がありました。

主な請求内容は、建築計画概要書、各種工事の起工設計書に関するもの等でした。

請求に対する決定及び処理の状況は以下のとおりです。

(1) 公文書公開等決定件数

ア 所管課別

(平成25年4月1日～平成26年3月31日受付分)

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
【市長】	10	39	1 (1)	2	1	53
総務部	1	5	1 (1)	-	-	7
秘書広報課	-	-	-	-	-	-
総務管財課	1	4	-	-	-	5
防災安全課	-	-	-	-	-	-
行政経営課	-	-	-	-	-	-
職員課	-	1	1 (1)	-	-	2
財政課	-	-	-	-	-	-
入札契約課	-	-	-	-	-	-
検査専門員	-	-	-	-	-	-
企画部	-	3	-	1	-	4
企画課	-	-	-	-	-	-
地域政策課	-	2	-	-	-	2
情報政策課	-	1	-	-	-	1
市民自治推進課	-	-	-	1	-	1
市民生活部	1	-	-	-	-	1
市民相談課	-	-	-	-	-	-
市民課	-	-	-	-	-	-
市民税課	-	-	-	-	-	-
固定資産税課	1	-	-	-	-	1
収税課	-	-	-	-	-	-
保険年金課	-	-	-	-	-	-
人権政策局	-	-	-	-	-	-
人権政策課	-	-	-	-	-	-
男女共同参画推進課	-	-	-	-	-	-
環境政策局	-	1	-	-	-	1
環境政策課	-	1	-	-	-	1
環境事業課	-	-	-	-	-	-
下水道部	5	-	-	-	-	5
下水道企画課	5	-	-	-	-	5
下水道営業課	-	-	-	-	-	-
整備課	-	-	-	-	-	-
施設課	-	-	-	-	-	-
福祉保健部	1	-	-	-	-	1
福祉課	-	-	-	-	-	-
障がい者支援課	-	-	-	-	-	-
長寿社会課	1	-	-	-	-	1
こども未来課	-	-	-	-	-	-
健康対策課	-	-	-	-	-	-

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
経済部	-	2	-	-	-	2
経済戦略課	-	-	-	-	-	-
商工課	-	2	-	-	-	2
観光課	-	-	-	-	-	-
農林課	-	-	-	-	-	-
水産振興室	-	-	-	-	-	-
建設部	2	27	-	1	1	31
建設企画課	-	-	-	-	-	-
都市計画課	-	-	-	-	-	-
土木課	-	1	-	-	-	1
維持管理課	1	1	-	-	-	2
建築住宅課	-	1	-	-	-	1
建築指導課	1	24	-	1	1	27
淀江支所	-	-	-	-	-	-
地域生活課	-	-	-	-	-	-
よどえまちづくり推進室	-	-	-	-	-	-
会計課	-	1	-	-	-	1
【教育委員会】	-	4	-	-	-	4
教育総務課	-	3	-	-	-	3
学校教育課	-	-	-	-	-	-
生涯学習課	-	1	-	-	-	1
文化課	-	-	-	-	-	-
体育課	-	-	-	-	-	-
学校給食課	-	-	-	-	-	-
【選挙管理委員会】	-	-	-	-	-	-
【公平委員会】	-	-	-	-	-	-
【監査委員】	-	-	-	-	-	-
【農業委員会】	-	-	-	-	-	-
【固定資産評価審査委員会】	-	-	-	-	-	-
【水道事業管理者】	-	-	-	-	-	-
【議会】	-	-	1 (1)	-	-	1
合 計	10	43	2 (2)	2	1	58

イ 請求者区分別 (平成25年4月1日～平成26年3月31日受付分)

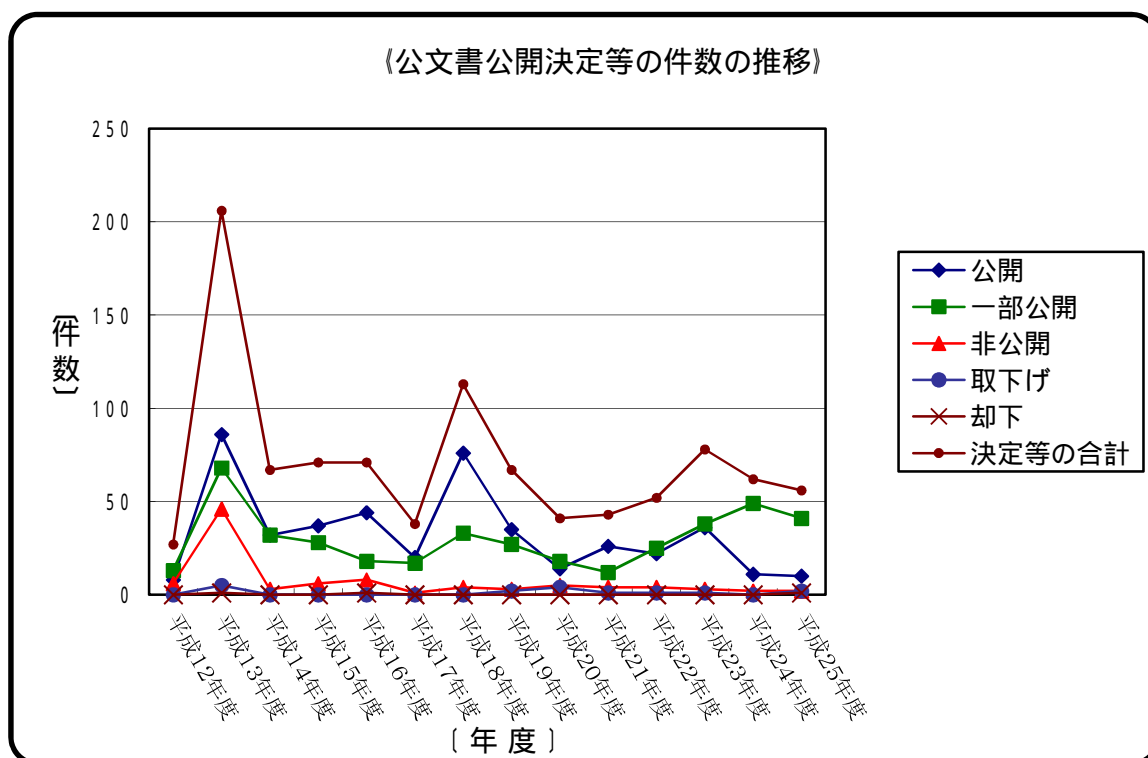
請求者区分		決定等内訳					合 計
		公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
市 内	個 人	-	17	-	-	-	17
	法 人	5	16	1 (1)	-	-	22
市 外	個 人	-	3	-	-	1	4
	法 人	5	5	1 (1)	2	-	13
合 計		10	41	2 (2)	2	1	56

一件の公開請求に係る公文書の所管課が複数となるものがある場合、アとイの合計は一致しません。

(2) 年度別公文書公開等決定件数

(平成25年4月1日～平成26年3月31日受付分)

区 分 年 度	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成12年度	8	13	6 (6)	-	-	27
平成13年度	86	68	46 (44)	5	1	206
平成14年度	32	32	3 (3)	-	-	67
平成15年度	37	28	6 (6)	-	-	71
平成16年度	44	18	8 (8)	-	1	71
平成17年度	20	17	1	-	-	38
平成18年度	76	33	4 (4)	-	-	113
平成19年度	35	27	3 (3)	2	-	67
平成20年度	14	18	5 (5)	4	-	41
平成21年度	26	12	4 (4)	1	-	43
平成22年度	22	25	4 (2)	1	-	52
平成23年度	36	38	3 (2)	1	-	78
平成24年度	11	49	2 (2)	-	-	62
平成25年度	10	41	2 (2)	2	1	56



(3) 公文書公開請求の処理状況

(平成25年4月1日～平成26年3月31日受付分)

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
1	H25.4.5	個人 (市外)	建築指導課	グループホームさわやかなの建築設備(昇降機)計画概要書	却下	H25.4.18		
2	H25.5.17	法人 (市内)	土木課 維持管理課	次の3件の工事成績評定に関連する工事成績採点表、項目別評定内訳書及び 審査項目別運用表 市道博労町4丁目2号線改良工事 工事場所: 米子市博労町4丁目、西福原地内 工事期間: 平成24年12月12日から平成25年3月25日まで 完成検査: 平成25年3月29日 和田新川改良工事 工事場所: 米子市和田町 工事期間: 平成24年12月12日から平成25年3月25日まで 完成検査: 平成25年3月29日 市道前地10号線側溝補修工事 工事場所: 米子市東福原3丁目地内 工事期間: 平成22年4月8日から平成22年9月30日まで 完成検査: 平成22年8月31日	一部公開	H25.5.27	文書不存在	
3	H25.6.6	法人 (市内)	下水道企画課	大篠津皆生幹線その15及びその16工事の起工設計書(表紙、総括情報表、 内訳書、工種明細書、施工単価表)	公開	H25.6.20		
4	H25.6.12	個人 (市内)	職員課	年月日付け懲戒処分に関する文書 年月日付け懲戒処分に係る報道関係者に対する情報提供に関する 文書	一部公開	H25.6.27	個人情報 治安情報 事務事業情報	
5	H25.6.13	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.6.18	個人情報	
6	H25.6.24	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.6.27	法人情報	
7	H25.7.2	個人 (市内)	商工課	平成15年12月1日付けローズセントラルビルの土地賃貸契約書 平成15年12月1日付けローズセントラルビルの借地権付建物贈与契約書	一部公開	H25.7.12	法人情報	
8	H25.7.9	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書 定期検査報告概要書(昇降機) 確認済証交付年月日: 平成7年12月13日 第24号	公開	H25.7.12		
9	H25.7.16	個人 (市内)	商工課	ローズセントラルビルの借地権付き建物贈与契約書第7条による借地権付 き建物譲渡承諾書	一部公開	H25.7.25	法人情報	
10	H25.7.17	個人 (市内)	総務管財課	昭和48年12月10日付けの医療法人同愛会博愛病院と米子市の土地賃借権 譲渡契約書の写し 医療法人同愛会博愛病院と米子市新庁舎の地権者との土地賃借権譲渡承 諾書	一部公開	H25.7.24	個人情報 法人情報	
11	H25.7.18	法人 (市内)	総務管財課	(株)白鳳株券の有価証券等台帳	公開	H25.7.26		

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
12	H25.7.23	個人 (市内)	総務管財課	医療法人同愛会博愛病院と米子市新庁舎の地権者との土地賃借権譲渡承諾書のうち、賃貸人（個人）分に記載されている「昭和48年12月13日付内容証明」	一部公開	H25.7.24	個人情報	
13	H25.7.23	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.7.29	個人情報 法人情報	
14	H25.7.25	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.7.30	個人情報 法人情報	
15	H25.7.26	法人 (市内)	議会事務局	淀江町土地改良区の元理事長（個人）が旧淀江町議会において参考人として証言をした際の議事録	非公開	H25.7.26	文書不存在	
16	H25.7.29	法人 (市内)	下水道企画課	大篠津皆生幹線その17工事の起工設計書（表紙、築造内容、総括情報表、内訳書、施工単価表）	公開	H25.8.8		
17	H25.8.2	法人 (市外)	職員課	平成22年4月から平成25年3月までの米子市職員の懲戒処分状況や内部指導の状況がわかる文書	非公開	H25.8.7	文書不存在	
18	H25.8.5	法人 (市外)	固定資産税課	平成25年1月1日現在の土地の現況把握のためにした、米子市の「地番図の加除修正業務委託契約書・仕様書」により取得した成果品（中間成果品を含む）としての「(修正済)地番図データ」	公開	H25.8.16		
19	H25.8.12	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.8.15	個人情報 法人情報	
20	H25.8.20	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.8.26	個人情報 法人情報	
21	H25.8.29	法人 (市外)	下水道企画課	大篠津皆生幹線その17工事に係る起工設計書（表紙、築造内容、総括情報表、内訳書、施工単価表） 大篠津皆生幹線に係る平面図及び縦断図のうち大篠津皆生幹線その17工事より上流部かつ管径が中大口径の区間	公開	H25.9.13		
22	H25.9.3	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.9.9	個人情報 法人情報	
23	H25.9.3	個人 (市内)	地域政策課	平成20年12月25日付けのJR米子駅バリアフリー化事業に関する覚書及び確認書	一部公開	H25.9.5	法人情報	
24	H25.9.10	法人 (市外)	長寿社会課	社会福祉法人博愛会、社会福祉法人あしーど、社会福祉法人いずみの苑の平成25年度提出の現況報告書副本中、貸借対照表及び事業活動収支計算書	公開	H25.9.24		
25	H25.9.17	法人 (市外)	教育総務課	平成22年4月から平成25年8月までの米子市教育委員会職員（教職員を含む）の懲戒処分や内部指導状況がわかる文書	一部公開	H25.10.2	文書不存在 個人情報	
26	H25.9.17	法人 (市内)	地域政策課	平成20年12月25日締結のJR米子駅バリアフリー化事業に伴う覚書及び確認書	一部公開	H25.9.19	法人情報	
27	H25.10.2	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.10.7	個人情報 法人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
28	H25.10.4	個人 (市内)	総務管財課	次の借地料に係る不動産鑑定書 新庁舎(平成20年度) 駐車場(平成20年度) クリーンセンター(平成21年度)	一部公開	H25.10.11	個人情報 法人情報	
29	H25.10.8	個人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.10.10	個人情報 法人情報	
30	H25.10.17	個人 (市内)	生涯学習課	平成24年度分及び平成25年度分の市立図書館の運営に関して一般財団法人米子市文化財団と交わした委託契約書 平成24年度分及び平成25年度分の米子市美術館の管理に関する協定書 平成23年1月24日締結の米子市美術館の管理に関する基本協定書 上記、に 関する附属資料	一部公開	H25.10.23	個人情報 法人情報	
31	H25.10.17	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.10.22	個人情報 法人情報	
32	H25.10.22	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.10.24	個人情報 法人情報	
33	H25.10.30	個人 (市内)	総務管財課	昭和62年12月29日付けの財政課管財係作成の事務引継書	一部公開	H25.11.6	個人情報	
34	H25.11.8	法人 (市内)	維持管理課	平成11年度富益団地造成に係る次の文書 開発行為協議申請書(平成11年6月22日付け受米管第3198号)のうち雨水流量計算書(見出しを除く) 開発行為協議申請書(平成12年2月10日付け受米管第1392号)のうち排水施設計画平面図(見出し及び道路高・構造物設置図を除く)	公開	H25.11.20		
35	H25.11.14	法人 (市外)	市民自治推進課	平成25年度自治会長名簿	取下			
36	H25.11.14	個人 (市内)	建築指導課	平成6年県から市への業務移管時の道路台帳の写し中、46頁左側 平成6年から平成25年までの米子市の道路台帳の写し中、121頁左側 (所在地)の(法人)に係る次の図書 付近見取図 配置図 申請階平面図(安全対策図) 各階平面図(申請階以外) 立面図(2面) 断面図(2面) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場安全対策調書	一部公開	H25.11.22	文書不存在	
37	H25.11.21	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.11.27	法人情報	
38	H25.11.25	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.11.25	法人情報	
39	H25.11.26	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.11.28	個人情報 法人情報	
40	H25.12.5	法人 (市内)	下水道企画課	平成25年11月11日入札執行 外浜処理区下水道工事実施設計委託その6起工設計書(金入)当初分のうち総括情報表、内訳書、施工単価表	公開	H25.12.13		
41	H25.12.9	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.12.11	法人情報	
42	H25.12.10	個人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.12.13	個人情報 法人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
43	H25.12.13	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H25.12.17	個人情報 法人情報	
44	H26.1.10	法人 (市内)	建築住宅課	平成24年度市営五千石住宅建替建築主体その1及びその2工事における日本住宅パネル工業協同組合の見積書	一部公開	H26.2.10	個人情報	
45	H26.1.10	法人 (市内)	教育総務課	淀江中学校耐震補強増築建築主体工事における (法人)の見積書 彦名小学校管理教室棟耐震補強建築主体工事における (法人)の見積書 義方小学校教室棟耐震補強建築主体工事における (法人)の見積書	一部公開	H26.2.10	個人情報	
46	H26.1.17	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H26.1.21	個人情報 法人情報	
47	H26.1.27	法人 (市外)	建築指導課	(法人)が平成24年度に提出したエネルギーの使用の合理化に関する法律届出書(指摘事項を除く)	取下			
48	H26.1.27	法人 (市内)	情報政策課	「米子基幹業務システム再構築業務等に係る優先契約者の選定結果について(通知)」(平成26年1月16日付け発米情第13号)に係る評価シートに係る次の文書 優先契約者分として採点された「第二次評価シート」の評価項目別の点数がわかるもの 優先契約者の見積価格がわかるもの	一部公開	H26.1.30	法人情報	
49	H26.2.3	個人 (市内)	会計課	次の物件に係る平成25年2月7日から平成26年1月31日までの借地料の支出命令書 市庁舎、駐車場 第2庁舎 憩の道 ローゼントラルビル 米子市クリーンセンター 湊山球場の借地	一部公開	H26.2.5	個人情報 法人情報	
50	H26.2.5	法人 (市内)	教育総務課	福生西小学校間仕切り壁設置工事に関する採用見積	一部公開	H26.3.3	個人情報 法人情報	
51	H26.2.14	法人 (市外)	下水道企画課	大篠津皆生幹線その16及びその17工事の起工設計書(統括情報表、内訳書、施工単価表)	公開	H26.2.25		
52	H26.2.17	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H26.2.19	法人情報	
53	H26.2.18	個人 (市内)	建築指導課 環境政策課	旧淀江町と環境プラント工業との一般廃棄物最終処分場(第2)に係る開発協定書(平成9年8月28日付け当初、平成16年3月31日付け変更、平成25年5月31日付け変更)	一部公開	H26.2.24	法人情報	
54	H26.3.10	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H26.3.13	個人情報	
55	H26.3.11	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H26.3.13	個人情報 法人情報	
56	H26.3.11	個人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H26.3.17	法人情報	

2 個人情報保護制度

平成25年度は、23件の保有個人情報開示請求がありました。

主な請求内容は、いじめ問題に関する記録、住民票の写し等交付申請書等でした。

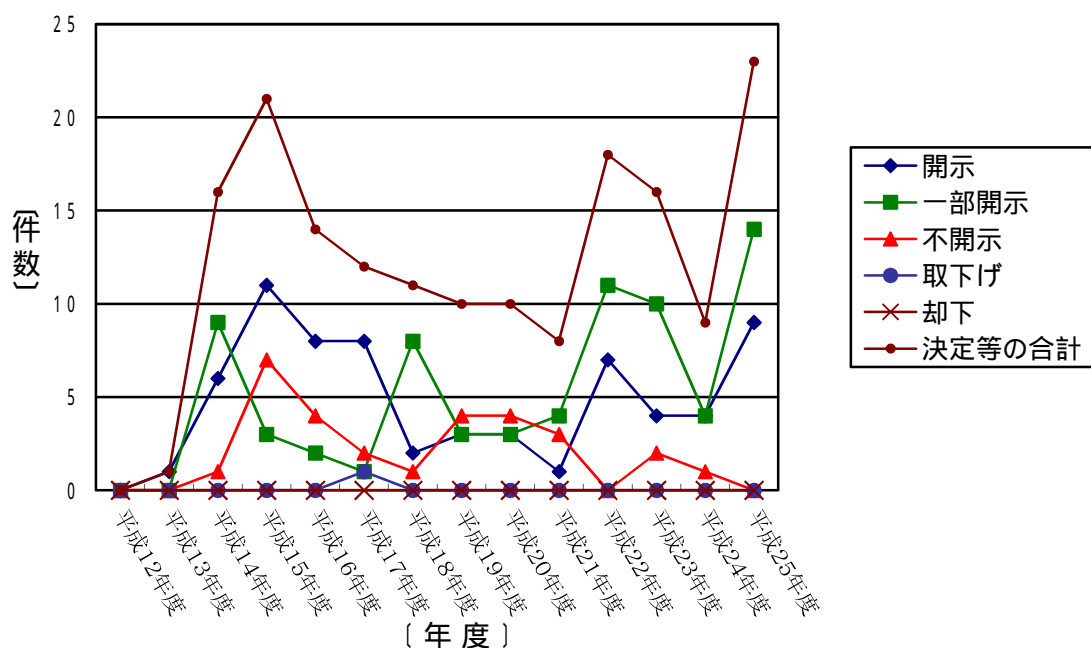
請求に対する決定及び処理の状況は以下のとおりです。

(1) 各種請求に対する年度別決定件数

ア 請求区分：開示

区 分 年 度	決定等内訳					合 計
	開 示	一部開示	不開示 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成12年度	-	-	-	-	-	-
平成13年度	1	-	-	-	-	1
平成14年度	6	9	1 (1)	-	-	16
平成15年度	11	3	7 (7)	-	-	21
平成16年度	8	2	4 (4)	-	-	14
平成17年度	8	1	2 (2)	1	-	12
平成18年度	2	8	1 (1)	-	-	11
平成19年度	3	3	4 (4)	-	-	10
平成20年度	3	3	4 (3)	-	-	10
平成21年度	1	4	3 (3)	-	-	8
平成22年度	7	11	-	-	-	18
平成23年度	4	10	2 (2)	-	-	16
平成24年度	4	4	1 (1)	-	-	9
平成25年度	9	14	-	-	-	23

(保有個人情報開示決定等の件数の推移)



イ 請求区分：訂正、利用の停止、消去、提供の停止

区分 年度	決定等内訳												取下げ	却下	合計
	訂正			利用の停止 (目的外利用 の中止)			消去 (削除)			提供の停止 (外部提供の 中止)					
	全部訂正	一部訂正	請求棄却	全部削除	一部削除	請求棄却	全部中止	一部中止	請求棄却	全部中止	一部中止	請求棄却			
平成12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成14年度	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3	-	-	6
平成15年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成16年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成17年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成18年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成19年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成21年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成22年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成23年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

()内は、米子市個人情報保護条例の平成20年4月1日施行の改正以前の請求区分

(2) 各種請求の処理状況 (請求区分 : 開示、訂正、利用の停止、消去、提供の停止)

(平成 2 5 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 6 年 3 月 3 1 日受付分)

No	受付 年月日	請求 区分	請求内容	所管 課	決定 年月日	決定区分 (不開示の理由)
1	H25.4.5	開示	請求者の氏名が記載されている、年 月 日届出の保育所入所申込書及びその添付書類	こども未来課	H25.4.30	一部開示 (第三者の個人情報)
2	H25.4.11	開示	平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 9 日までの請求者の市民相談カード	市民相談課	H25.4.19	開示
3	H25.5.22	開示	年 月から 年 月までの請求者に対するいじめ問題の相談記録、指導記録	学校教育課	H25.6.21	一部開示 (第三者の個人情報、 評価診断情報、 国等との協力関係情報)
4	H25.5.22	開示	請求者が教育委員会に対して相談した、年 月から 年 月までの (個人) に対するいじめ問題の相談記録、指導記録	学校教育課	H25.6.21	一部開示 (第三者の個人情報、 評価診断情報、 国等との協力関係情報)
5	H25.5.31	開示	米子市が現在保管している平成 25 年 5 月 30 日までの請求者の戸籍謄本及び戸籍の附票交付申請書	市民課	H25.6.17	一部開示 (文書不存在)
6	H25.6.24	開示	(1) 請求者の 年 月 日付け懲戒処分に関する文書 (2) 請求者の 年 月 日付け懲戒処分に係る報道関係者に対する情報提供に関する文書 (3) 年 月 日から 年 月 日までの請求者の私物保管及び調査に関する文書	職員課	H25.7.9	一部開示 (第三者の個人情報、 評価診断情報、 治安情報、 事務事業情報)
7	H25.7.29	開示	(個人) の平成 22 年度から平成 24 年度までの保健日誌	学校教育課	H25.8.6	一部開示 (第三者の個人情報)
8	H25.8.20	開示	平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 8 月 19 日までの請求者の住民票の写し等交付申請書	市民課	H25.8.26	開示
9	H25.8.28	開示	年 月から 年 月までの (個人) に対するいじめ問題について学校が保有する対応記録	学校教育課	H25.9.12	一部開示 (第三者の個人情報、 評価診断情報、 国等との協力関係情報)

No	受付 年月日	請求 区分	請求内容	所管 課	決定 年月日	決定区分 (不開示の理由)
10	H25.8.28	開示	請求者が学校に対して相談した年月から年月までの(個人)に対するいじめ問題について学校が保有する対応記録	学校教育課	H25.9.12	一部開示 (第三者の個人情報、 評価診断情報、 国等との協力関係情報)
11	H25.8.28	開示	年月日に請求者が(法人代表者)と米子市立中学校に行った際の記録	学校教育課	H25.9.13	一部開示 (第三者の個人情報)
12	H25.8.28	開示	(個人)の年月日認定に係る認定等資料(基本調査、特記事項、一時判定結果)及び主治医意見書	長寿社会課	H25.9.9	開示
13	H25.9.2	開示	米子市が現在保管している平成25年9月1日までの請求者の住民票の写し等交付申請書及び戸籍謄本と戸籍の附票交付申請書	市民課	H25.9.13	一部開示 (第三者の個人情報、 法人情報)
14	H25.9.3	開示	平成19年度(平成18年中)及び平成18年度(平成17年中)の請求者の所得課税資料	市民税課	H25.9.13	一部開示 (文書不存在)
15	H25.9.4	開示	請求者の平成25年度給与支払報告書	市民税課	H25.9.9	開示
16	H25.9.9	開示	(個人)の米子市立中学校在学中の指導要録	学校教育課	H25.9.20	開示
17	H25.10.9	開示	(個人)が(スクールカウンセラー)に相談した内容がわかる文書(これまで開示されたものを除く)	学校教育課	H25.10.18	開示
18	H25.10.9	開示	請求者が(スクールカウンセラー)に相談した内容がわかる文書(これまで開示されたものを除く)	学校教育課	H25.10.18	開示
19	H25.12.5	開示	請求者が年月日付けで提出した公文書公開請求書	建築指導課	H25.12.9	開示
20	H25.12.19	開示	(土地)が米子市から(個人)に売買された際の売買契約書	総務管財課	H25.12.25	一部開示 (第三者の個人情報)
21	H26.2.7	開示	平成25年12月1日から平成26年2月6日までの請求者の住民票の写し等交付申請書及び戸籍の附票交付申請書	市民課	H26.2.14	一部開示 (文書不存在)

No	受付 年月日	請求 区分	請求内容	所管 課	決定 年月日	決定区分 (不開示の理由)
22	H26.2.7	開示	年 月 日付けで米子市と (個人)との間で締結した 物件移転契約書で定めた物件 移転料の振込先がわかる文書	建設 企画 課	H26.2.13	開示
23	H26.2.17	開示	平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までの請求者の戸 籍・身分証明書等交付申請書	市民 課	H26.2.28	一部開示 (第三者の個人情報)

なお、上記のうち、市外の請求者からの請求は 3 件でした。

(3) 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、「個人情報取扱事務の名称」、「個人情報取扱事務の目的」及び「個人情報の記録項目」等を市長に届け出なければなりません。

個人情報取扱事務届出件数 843件

(4) 個人情報外部提供等に係る総務管財課協議（協議件数）

市が保有している市民の皆さんの個人情報を適正に管理するため、次のことに関しては総務管財課に協議することになっています。

ア 個人情報を取り扱う事務を開始・変更・廃止するとき（70件）

イ 個人情報の収集は原則として、本人から行うこととしているが、例外的に本人以外収集を行う必要があるとき（19件）

ウ 目的外利用（所管課が保有する個人情報を収集した目的以外で、同一実施機関内に限り利用すること）は原則として、禁止しているが、例外的に目的外利用を行う必要があるとき（38件）

エ 外部提供（所管課が保有する個人情報を実施機関以外の者へ提供すること）は原則として、禁止しているが、例外的に外部提供を行う必要があるとき（30件）

個人情報取扱事務についてまとめたものを情報公開コーナー（米子市役所本庁舎3階総務管財課隣り）に一覧リストとして備え付けていますので、閲覧希望の方はお越しください。

3 米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

(1) 概要

米子市情報公開・個人情報保護審査会とは、公文書非公開決定、保有個人情報不開示決定等に対する異議申立てを審査するとともに、制度全般の運営等について審議をする市長の附属機関です。

(2) 会議の開催回数

9回

(3) 開催内容等

米子市情報公開条例及び米子市個人情報保護条例に基づく実施機関の次の諮問について、調査審議を行いました。

ア 公文書の一部公開決定に対する異議申立てに関する事項

イ 個人情報の実施機関以外の者への提供に関する事項

No	諮問 受付 年月 日	趣 旨	所管 課	審査会 答申内容	実施機関 決定内容
(H24) 2	H24. 12.11	<p>次の公文書の公開請求に対し、一部を非公開とした処分を取り消し、公開を求める異議申立てについて</p> <p>在日本朝鮮人総聯合会の施設に係る平成22年度固定資産税減免申請書及び添付資料</p> <p>平成22年6月14日起案文書 「在日朝鮮人総聯合会および在日大韓民国民団に係る固定資産税課税の減免について」</p> <p>固定資産税の減免を受けた在日本朝鮮人総聯合会の施設に係る平成22年度固定資産税課税台帳兼名寄帳</p> <p>平成18年9月12日起案文書 「在日本朝鮮人総聯合会に係る固定資産税課税の減免について」</p>	固定 資産 税課	H25.11.11 一部認容 (資料2 参照)	審査会の答申を尊重し、非公開とした部分のうち一部を公開し他の部分は異議申立てを棄却した。

No	諮問 受付 年月 日	趣 旨	所管 課	審査会 答申内容	実施機関 決定内容
(H24) 4	H25. 1.24	浄化槽管理者の個人情報や浄化槽の水質検査を行う鳥取県の指定検査機関に対し外部提供をすることの可否について	環境 政策 課	H25.5.31 外部提供可 (資料1 参照)	審査会の答申を尊重し、本件外部提供を実施する。
1	H26. 9.6	公職選挙法で規定されている選挙人名簿の個人情報を鳥取県民参画基本条例に基づき県民投票を実施する鳥取県に外部提供することの可否について	選挙 管理 委員会	H25.11.26 外部提供可 (資料3 参照)	審査会の答申を尊重し、本件外部提供を実施する。

(4) 審査会委員

平成26年3月31日現在

役 職	氏 名	職 名 等
会 長	網 崎 孝 志	大学教授
	清 水 久 代	家庭裁判所調停委員
	中 尾 慶 治 郎	元 小学校校長
	永 松 正 則	大学准教授
(会長職務代理)	林 一 蔵	弁護士

(アイウエオ順)

4 外郭団体の情報公開制度

(1) 制定・施行団体 9 団体

ア 米子市が資本金（出資金）を 1 / 2 以上出資（出捐）している法人

社会福祉法人米子福祉会

米子市土地開発公社

一般財団法人米子市開発公社

一般財団法人米子市生活環境公社

一般財団法人米子市文化財団

イ ア以外の法人

公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団

社会福祉法人米子市社会福祉協議会

一般財団法人米子市学校給食会

米子市土地改良協会

(2) 処理状況

一般財団法人米子市開発公社 情報提供（公開請求によらない情報公開）2 件
その他の団体では、公開請求等はありませんでした。

5 米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度

(1) 情報公開制度

公開請求等はありませんでした。

(2) 個人情報保護制度

開示請求等はありませんでした。

(3) 米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

会議の開催回数 0 回

《 資 料 》

答 申

【 諮問 件 名 】

浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者（以下「浄化槽管理者」という。）の個人情報を浄化槽の水質検査を行う鳥取県の指定検査機関（以下「指定検査機関」という。）に外部提供することの可否について

1 審査の経緯

米子市長（以下「実施機関」という。）から平成 2 5 年 1 月 2 5 日付で諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 8 条第 1 項において、実施機関は原則として保有個人情報の外部提供をしてはならないこととされており、その例外となる場合について同条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げられている。本件諮問に係る個人情報の外部提供（以下「本件外部提供」という。）については、条例第 8 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当しないため、同条第 1 項第 6 号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

本件外部提供の目的は、浄化槽の適正管理及び浄化槽法に基づく検査を促進し、ひいては水質汚濁防止等の環境保全を図ることである。また、本件外部提供の対象となる個人情報は、次のとおりである。

- （ 1 ） 浄化槽管理者の住所、氏名、電話番号
- （ 2 ） 浄化槽の設置場所、設置等年月日、使用開始年月日、休廃止年月日
- （ 3 ） 浄化槽の形式、人槽（規模）

外部提供をされる個人情報の範囲が広範囲に及ぶことから、仮に情報が漏えいするようなことがあれば、被害が大きくなる可能性も否定できない。

したがって、本件外部提供をすることの公益性と指定検査機関における個人情報の管理方法等を厳格に審査し、本件外部提供により個人の権利利益が不当に侵害されることがないように、実施機関は、行政機関として適切かつ慎重な対応をとる必要がある。

3 個人情報の外部提供に係る公益性

浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 7 条及び第 1 1 条の規定により、

浄化槽管理者は浄化槽の設置又は変更後及び年1回、指定検査機関による浄化槽の水質に関する検査（以下「法定検査」という。）を受検することが義務付けられている。

従来、浄化槽の設置、変更及び廃止の申請受理者は鳥取県であった。鳥取県は、法定検査の円滑かつ確実な実施を図るため、浄化槽管理者に係る個人情報情報を指定検査機関に提供し、指定検査機関から法定検査の受検案内を浄化槽管理者に対し送付させてきた。なお、それに先立ち、鳥取県は、当該個人情報情報を指定検査機関に外部提供することの可否について鳥取県個人情報保護審査会に諮り、妥当とする答申を受けている。

平成24年4月にこの浄化槽設置等申請手続き業務が鳥取県から米子市に移管されて以降、実施機関では浄化槽の設置、変更及び廃止を申請する浄化槽管理者に指定検査機関への個人情報の外部提供に係る同意書の提出を求め、同意の得られた者の個人情報のみを指定検査機関に提供してきた。しかしながら、浄化槽の設置、変更及び廃止の申請に前述の同意書の添付が義務付けられていないことから、同意書の提出については、あくまで浄化槽管理者に対して依頼することしかできず、同意書を提出するのは対象者の半数程度にとどまっているというのが実態であって、法定検査の受検促進を目的とする事務の円滑な実施にはつながっていない。

米子市においても、法定検査の円滑かつ確実な実施及び受検率の向上に努めるべきところ、従来の鳥取県の場合と同様に、実施機関が指定検査機関に対し浄化槽管理者に係る個人情報情報を提供し、浄化槽の法定検査の受検案内を対象者全てに送付させることは、浄化槽の法定検査の受検率を向上させることにつながる可能性がある。それによって、実施機関が浄化槽管理者に対し適切な指導・助言を与える機会が増加すれば、浄化槽の適正管理が促進され、ひいては生活環境の保全及び公衆衛生の向上につながることを期待される。

以上のことから、実施機関が法定検査の受検促進に向けての事務を円滑かつ確実に実施するために、本件外部提供を行う必要性及び公益性は高いものであると認められる。

4 個人情報の保護とセキュリティ対策

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の外部提供は慎重に行われるべきであり、外部提供をされた個人情報の保管・管理及び利用が適正に行われることが不可欠である。

したがって、実施機関は、外部提供をされた個人情報の保管・管理及び利用について、あらかじめ適切な措置を定め、それを厳格に運用することにより、本件外部提供が個人の権利利益の侵害につながることをないようにしなければならない。

指定検査機関は、この水質検査以外にも健康診査事業などを行っており、事業者としての個人情報の取扱件数は膨大であって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第2条第3項に規定される個人情報取扱事業者に該当するため、保護法の規制を受けることとなる。そこで、指定検査機関が独自に定めている個人情報保護の取扱いに関する基本方針、個人情報保護規程及び個人情報保護計画の内容について当審査会で確認したところ、保護法に定める個人情報取扱事業者が守るべき義務の遵守を明確にしており、個人情報を保管・管理する上での安全対策上の措置が施され、個人情報を利用する上での原則も定められていることと認められた。

よって、指定検査機関に対し外部提供された個人情報の安全性は確保されるものと思料される。

5 個人情報の外部提供の可否（結論）

上記のとおり、本件外部提供の実施により、指定検査機関が法定検査の対象となる全ての浄化槽管理者に対し法定検査の受検案内を送付することが可能になり、浄化槽の法定検査の事務の円滑かつ確実な実施が可能になり、その受検率の向上につながることを期待される。

さらに、浄化槽の法定検査受検率が向上することにより、

（1）浄化槽管理者に対する指導・監督の機会が増え、浄化槽の適正管理が促進されること

（2）浄化槽が適正に管理されることによって、し尿及び雑排水が適正処理され、周辺地域の水質の保全が図られること

が期待されることから、本件外部提供を行う公益性は高いものであると判断する。

また、指定検査機関に提供された個人情報に係る保護対策についても適正であると認められる。

よって、当審査会は、本件外部提供について可と認める。

6 付言

本件外部提供の実施により、法定検査の実施案内の送付を受けた浄化槽管理者が、「なぜ指定検査機関が自分の情報を持っているのか。」という不安を抱く可能性も否定できず、その不安を解消するための説明責任が行政にはあると考えられる。したがって、当審査会は、浄化槽の法定検査受検案内の送付が、実施機関から指定検査機関に個人情報の外部提供を行うことによって実施されることを、浄化槽管理者に対し事前に告知する方策を検討するよう要望する。

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成25年1月24日	実施機関から審査会に対して諮問
平成25年2月21日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員による審議内容に係る説明 実施機関による諮問内容に係る口頭説明及び質疑応答 審議
平成25年3月22日 (本件に係る審査会第2回目)	審議
平成25年4月16日 (本件に係る審査会第3回目)	答申案の検討
平成25年5月30日 (本件に係る審査会第4回目)	答申の決定

答 申

【 諮問 件 名 】

公文書の一部公開決定に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成 2 4 年 1 0 月 1 日付けで実施機関が行った公文書一部公開決定処分（発米固税第 4 9 0 号。以下「本件処分」という。）に対し、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年 1 1 月 2 2 日付けで行い、実施機関が同月 2 6 日付けで受け付けた、本件処分の一部の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）について、次のとおり判断する。

本件公開請求の対象となった公文書のうち、以下の部分については公開すべきであるが、その他の部分については実施機関が非公開とした処分は妥当である。

在日本朝鮮人総聯合会の施設に係る平成 2 2 年度固定資産税減免申請書及び添付資料（以下単に「固定資産税減免申請書」という。）のうち、次の部分

ア 平成 2 2 年 5 月 2 0 日付け受米固税第 3 7 6 号の固定資産税減免申請書中、家屋の減免対象面積

イ 平成 2 2 年 5 月 2 0 日付け受米固税第 3 7 5 号の固定資産税減免申請書中、納税義務者の住所・氏名、家屋の家屋番号・種類・構造・床面積、申請者の住所・氏名（個人の氏名を除く。）

平成 2 2 年 6 月 1 4 日起案文書「在日朝鮮人総聯合会および在日大韓民国民団に係る固定資産税の減免について」（以下「平成 2 2 年度起案文書」という。）のうち、次の部分

家屋 の減免対象面積、家屋 の家屋番号・用途・構造・床面積・所有者名

固定資産税の減免を受けた在日本朝鮮人総聯合会の施設に係る平成 2 2 年度固定資産税課税台帳兼名寄帳（以下単に「固定資産税課税台帳兼名寄帳」という。）のうち、次の部分

ア アの申請書により固定資産税の減免を受けた土地及び家屋に係る課税台帳兼名寄帳中、土地の住宅割合・小規模地積・画地番号、家屋の一棟番号・棟番

イ イの申請書により固定資産税の減免を受けた家屋に係る課税台帳兼名寄帳中、納税義務者の住所・氏名(個人の職名及び氏名を除く。)、家屋の家屋番号・用途・構造・床面積・建築年月日・一棟番号・棟番
平成18年9月12日起案文書「在日本朝鮮人総聯合会に係る固定資産税の減免について」(以下「平成18年度起案文書」という。)のうち、次の部分

ア 起案文書中、家屋 の納税義務者名(個人の職名及び氏名を除く。)・種類・構造・床面積、家屋 の課税部分の床面積、土地 の課税対象面積

イ 添付資料の家屋見取図中、見取図部分(課税対象部分を除く。)

ウ 添付資料の電算端末のハードコピー中、アの申請書により固定資産税の減免を受けた家屋の棟番・一棟番号、イの申請書により固定資産税の減免を受けた家屋の納税義務者名(個人の職名及び氏名を除く。)・家屋番号・用途・構造・階層・床面積・棟番・一棟番号

2 本件事案の経過

審査会において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

本件公文書公開請求

申立人は、2012年9月4日付けで米子市長に対し次の公文書の写しの送付を求める公文書公開請求を行い、実施機関は、平成24年9月7日付けでこれを受け付けた。

ア 在日本朝鮮人総聯合会の施設に係る平成22年度固定資産税減免に関する文書の一切

その後、実施機関は、上記の公文書公開請求に対し、対象となる公文書の特定が困難であるとして、平成24年9月18日付けで申立人に対し公文書公開請求書を補正するよう通知し、申立人は、同月23日付けで対象となる公文書の件名を以下のとおり補正を行い、実施機関は、同月26日付けでこれを受け付けた。

ア 在日本朝鮮人総聯合会の施設に係る平成22年度固定資産税減免申請書

イ 在日本朝鮮人総聯合会の施設についての平成22年度固定資産税減免に係る起案文書

ウ 固定資産税の減免を受けた在日本朝鮮人総聯合会の施設に係る平成22年度固定資産税課税台帳兼名寄帳

エ 在日本朝鮮人総聯合会の施設についての平成18年度固定資産税

減免に係る起案文書

本件処分

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、平成24年10月1日、次のとおり公文書一部公開決定処分を行い、申立人に通知した。

〔公開する公文書〕

- ア 固定資産税減免申請書
- イ 平成22年度起案文書
- ウ 固定資産税課税台帳兼名寄帳
- エ 平成18年度起案文書

〔公開しないと決定した部分〕

- ア 公開する文書に共通する項目
通知書番号、課税標準額、年税額、評価額、減免対象面積、税額（変更前、変更後、差引額）、参考税額、算出税額、減免額、期別税額、名寄番号、住登番号、住宅割合、小規模地積、画地番号、一棟番号、棟番、課税部分の床面積、課税額、土地の課税対象面積
- イ 固定資産税減免申請書について
 - (ア)平成22年5月20日付け受米固税第376号の固定資産税減免申請書の申請者の印影の一部
 - (イ)平成22年5月20日付け受米固税第377号の固定資産税減免申請書(以下「申請書A」という。)の納税義務者の住所・氏名、土地の所在地・地番・地目・地積、申請者の住所・氏名・印影
 - (ロ)平成22年5月20日付け受米固税第375号の固定資産税減免申請書(以下「申請書B」という。)の納税義務者の住所・氏名、家屋の家屋番号・種類・構造・床面積、申請者の住所・氏名・印影
 - (イ)添付資料の2009年度米子朝鮮会館日誌(2009年1月～6月)の個人の氏名に関する部分
- ウ 平成22年度起案文書について
 - (ア)在日朝鮮人総联合会(以下「朝鮮総聯」という。)の対象資産の次の部分
 - a 土地(2)の所在地、地目、地積、所有者
 - b 家屋(2)の家屋番号、用途、構造、床面積、所有者
 - (イ)在日大韓民国民団の対象資産の次の部分
 - a 土地の所在地、地目、地積
 - b 家屋の所在地、家屋番号、用途、構造、床面積
 - c 所有者

エ 固定資産税課税台帳兼名寄帳について

- (ア) 申請書 A により固定資産税の減免を受けた土地（以下「土地 X」という。）に係る課税台帳兼名寄帳の納税義務者の住所・氏名、所在、地番、登記地目、登記地積、課税地目、課税地積、共有者
- (イ) 申請書 B により固定資産税の減免を受けた家屋（以下「家屋 Y」という。）に係る課税台帳兼名寄帳の納税義務者の住所・氏名、家屋番号、用途、構造、床面積、建築年月日

オ 平成 18 年度起案文書について

- (ア) 起案文書の土地 の所在地・納税義務者・地目・地積、家屋 の納税義務者・種類・構造・床面積
- (イ) 添付資料の家屋見取図の見取図部分
- (ウ) 添付資料の平成 18 年 7 月 25 日の現地調査報告書の個人の職名・氏名に関する部分及び法人等の経済活動に関する部分
- (エ) 添付資料の米子朝鮮会館日誌（2005 年 1 月～6 月）の個人の職名・氏名に関する部分及び法人等の経済活動に関する部分
- (オ) 添付資料の電算端末のハードコピーの土地 X に係る納税義務者、土地の所在地番・地目・地積、家屋 Y に係る納税義務者、家屋の家屋番号・用途・構造・階層・床面積

〔一部を公開しない理由〕

ア 〔公開しないと決定した部分〕のうちアについて

地方税に関する情報であり、地方税法第 22 条の規定でいう秘密に該当するため、米子市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 4 号に該当する。また、個人又は法人等が所有する財産の情報であり、公開することにより個人又は法人等の権利、利益を侵害するおそれがあることから、条例第 7 条第 1 号又は第 2 号に該当する。

イ 〔公開しないと決定した部分〕のうちイについて

- (ア) (ア)については、公開することにより法人等の権利、利益を侵害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。
- (イ) (イ)については、公開することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第 7 条第 1 号に該当する。
- (ウ) (ウ)については、登記されていない家屋の地方税に関する情報であり、地方税法第 22 条の規定でいう秘密に該当するため、条例第 7 条第 4 号に該当する。
- (エ) (エ)については、公開することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第 7 条第 1 号に該当する。

ウ 〔公開しないと決定した部分〕のうちウについて

- (ア) (ア) a については、公開することにより特定の個人が識別されるお

それがあるため、条例第7条第1号に該当する。(ア) bについては、登記されていない家屋の地方税に関する情報であり、地方税法第22条の規定でいう秘密に該当するため、条例第7条第4号に該当する。

(イ) (イ)については、公開することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第7条第1号に該当する。

エ〔公開しないと決定した部分〕のうちエについて

(ア) (ア)については、公開することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第7条第1号に該当する。

(イ) (イ)については、登記されていない家屋の地方税に関する情報であり、地方税法第22条の規定でいう秘密に該当するため、条例第7条第4号に該当する。

オ〔公開しないと決定した部分〕のうちオについて

(ア) (ア)の土地に係る情報については、公開することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第7条第1号に該当する。

(ア)の家屋に係る情報については、登記されていない家屋の地方税に関する情報であり、地方税法第22条の規定でいう秘密に該当するため、条例第7条第4号に該当する。

(イ) (イ)については、地方税に関する情報であり、地方税法第22条の規定でいう秘密に該当するため、条例第7条第4号に該当する。また、個人又は法人等が所有する財産の情報であり、公開することにより個人又は法人等の権利、利益を侵害するおそれがあることから、条例第7条第1号又は第2号に該当する。

(ウ) (ウ)及び(エ)の個人の職名・氏名に関する部分については、公開することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第7条第1号に該当する。(ウ)及び(エ)の法人等の経済活動に関する部分については、公開することにより法人等の権利、利益を侵害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

(イ) (オ)の土地Xに係る情報については、公開することにより特定の個人が識別されるおそれがあるため、条例第7条第1号に該当する。

(オ)の家屋Yに係る情報については、登記されていない家屋の地方税に関する情報であり、地方税法第22条の規定でいう秘密に該当するため、条例第7条第4号に該当する。

本件異議申立て

申立人は、本件処分を不服とし、平成24年11月22日付けで本件処分の取消しを求める異議申立てを行い、実施機関は、同月26日付け

でこれを受け付けた。

3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次のとおりである。
本件処分を取り消し、全部公開するとの決定を求める。

4 申立人の主張の要旨

申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

納税義務者・減免申請者・不動産について、固定資産税減免の根拠が多数の市民等が使用する公益性のある施設であることなのだから、非公開とすべきではない。また、床面積等について、多数の者が立ち入りできる部分は非公開とすべきではない。

土地・家屋の所在地といった基本情報は、朝鮮総聯又は大韓民国民団の施設の所在地であり、ウェブサイト等で明らかにされているため、非公開としたことは不適切である。

朝鮮総聯は北朝鮮の国家と一定の関係を有する公人としての側面が強く、これを非公開としたことは不当である。朝鮮総聯施設は北朝鮮の出先行政機関的性質を有する施設であり、このような公的施設の管理に関わる情報を隠す処分である。

他の多数の自治体では、所在地や税額等が明らかにされている。税務情報であっても公的性質を有する施設に関する情報ならば公開すべきとする判例や他自治体の情報公開審査会答申もある。

未登記建物の家屋の種類・構造・床面積等について、そもそも不動産登記法で課されている登記義務に違反しているのだから、それを理由に公開できないとするのは失当である。

減免申請者について、公的性質のある朝鮮総聯支部と同等とみなしてもよいような密接な関わりがあると考えられるから、非公開とする理由がない。減免申請者の連絡先といえる住所等を公開しないことは、公益性に基づく固定資産税減免を受けている公益施設に市民がアクセスする機会を妨げ、市民等による関与の余地を承認していないことを意味する。

5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

本件公文書公開請求は、朝鮮総聯施設に係る平成22年度固定資産税の

減免に関する公文書の公開を求めたものである。

本来、個々の固定資産税減免に係る公文書公開請求については、減免していること自体が地方税法第22条にいう秘密にあたることから、関係文書の存在すら明らかにしないものであると考える。しかしながら、今回の決定は、当該施設が各種教室などを行う公民館類似施設であり一定程度公知の事実となっていること、公民館類似施設であることにより減免しているため市として一定の説明責任があること、他市における同様の事案の審査会答申の内容などを参考に、特例的なケースとして一部公開することとしたものである。

申立人は、公益性のある施設に関する情報であり、市民等の多数人が各施設を使用するのが減免の根拠であるから、その不動産についての情報は非公開とすべきではないと主張する。

しかし、納税義務者及び減免申請者並びに資産に係る情報の一部を公開しなかった理由は次のとおりであり、これに該当しない部分については公開した。

ア 公開することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

イ 未登記物件の情報であり、地方税法第22条でいう秘密に該当することから公開しない。未登記であることがたとえ不動産登記法に違反することであったとしても、このことには変わりがなく、公開の理由にあたらない。

申立人は、朝鮮総聯は北朝鮮の国家と一定の関係を有するなど公人としての側面の強い人物であるから非公開は不当である、朝鮮総聯施設は出先行政機関的性質を有する施設であるから、本件処分は公的性質を有する本件施設に係る情報を隠すものであり、このような外国政府の公的施設の管理に関わる情報について明らかにしないものである、などと主張する。

しかし、本件公文書公開請求に係る朝鮮総聯施設については、出先行政機関的性質を有する施設として減免対象としているものではない。本件処分の決定においては、外国政府の公的施設の管理にかかわる情報という観点で判断したものではない。

申立人は、税務情報であっても公的性質を有する施設の情報として公開されている答申例・判決例の基準を適用すべきであり、多数他自治体が所在地、税額等も明らかにしているなどと主張する。

しかし、答申例・判決例については、申立人の言う例以外にも存在し、内容も一様ではない。参考とはするものの、すべてのケースを同様に扱うものとしての基準とはならない。本件処分にあたっては、個々の情報について、条例及び法令に照らし判断したものである。

申立人は、減免申請者は朝鮮総聯支部自身である場合と同等とみなし

てよいような密接な関わりがあると考えられ、朝鮮総聯の持つ公的性質に鑑み、減免申請者の住所・氏名等を公開することは何ら差支えがないはずであると主張する。

しかし、減免申請者の情報については、一部公開としている。

また、減免申請者は資産の所有者であり、必ずしも朝鮮総聯関係者（施設使用者）であるとは限らない。結果的に関係者であったとしても公開に関する考え方は で述べたとおりである。

申立人は、減免申請者の連絡先といえる住所等を公開しないことは、公益施設としての朝鮮総聯施設への市民のアクセスを妨げ公益性を減減させるものであり、ひいては市民等の利益を侵害し関与の余地を承認しないことを意味するなど主張する。

しかし、減免申請者に関する情報については で述べたとおりである。資産の所有者である減免申請者の住所等を公開しなかったことにより、施設や団体そのものへのアクセスを阻害することにはつながらない。

また、本件の減免に関する情報の公開については、 で述べたとおり、施設の公益性、市民への説明責任を考慮し判断したものである。

6 当審査会の判断

審査の経緯

実施機関から、平成24年12月11日、条例第17条第1項の規定に基づき本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

争点の整理

本件公開請求の対象となった公文書は、朝鮮総聯施設に係る平成22年度固定資産税の減免に関する公文書であり、具体的には、固定資産税減免申請書、平成22年度起案文書、固定資産税課税台帳兼名寄帳、平成18年度起案文書である。本件異議申立てについて当審査会において判断すべき点は、これらの公文書に係る実施機関の一部公開決定処分に違法性又は不当性があるか否かである。したがって、当審査会では、当該公文書のインカメラ審査（非公開とされた公文書の提示を求めて審査すること。）を実施した上で検証し、本件処分が条例第7条第1号、第2号又は第4号の規定に違反しているかどうかを争点として審査を行った。

条例第7条第1号該当性について

条例第7条第1号に該当する非公開情報とは、「個人に関する情報（事

業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であるが、その例外として、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書ア)、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(同号ただし書イ)、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」(同号ただし書ウ)、「個人の権利利益を不当に害するおそれがなく、公にすることが公益上必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)、「当該個人が公にすることに同意している情報」(同号ただし書オ)と規定されている。

実施機関が条例第7条第1号に該当すると主張する非公開部分は、次のとおりである。なお、ア(ア)のうち申請者の電話番号については、本件処分を行った公文書一部公開決定通知書中の「6 公開しないと決定した部分及びその程度」に記載されていない。本来、これは公文書一部公開決定通知書において非公開部分として正確に特定しその理由を記載すべきものであるから、実施機関におかれては今後十分に留意されたい。

ア 固定資産税減免申請書のうち次の部分

(ア) 申請書 A 中、納税義務者の住所・氏名、土地の所在地・地番・地目・地積、申請者の住所・電話番号・氏名・印影、通知書番号、課税標準額、年税額、評価額、税額(変更前、変更後、差引額)、減免額

(イ) 申請書 B 中、通知書番号、課税標準額、年税額、評価額、税額(変更前、変更後、差引額)、減免額

(ウ) 添付資料の2009年度米子朝鮮会館日誌(2009年1月～6月)中、個人の氏名

イ 平成22年度起案文書のうち次の部分

(ア) 朝鮮総連の対象資産である土地(2)の所在地・地目・地積・所有者名

(イ) 在日大韓国民団の対象資産である土地の所在地・地目・地積、家屋の所在地・家屋番号・用途・構造・床面積、所有者名

ウ 固定資産税課税台帳兼名寄帳のうち次の部分

(ア) 土地 X について、納税義務者の住所・氏名、所在、地番、登記地

目、登記地積、課税地目、課税地積、共有者名、名寄番号、住登番号、画地番号、評価額、課税標準額、参考税額、算出税額、減免額

- (イ) 家屋 Y について、名寄番号、住登番号、一棟番号、棟番、課税標準額、参考税額、算出税額、減免額

エ 平成 18 年度起案文書のうち次の部分

(ア) 土地 の所在地・納税義務者名・地目・地積・減免額

(イ) 家屋 の減免額

(ウ) 建物 の家屋見取図の見取図部分

(エ) 添付資料の平成 18 年 7 月 25 日の現地調査報告書中、個人の職名・氏名

(オ) 添付資料の米子朝鮮会館日誌（2005 年 1 月～6 月）中、個人の職名・氏名

(カ) 添付資料の電算端末のハードコピー中、土地 X に係る納税義務者名、名寄番号、住登番号、所在地番、地目、地積、評価額、課税標準額、参考税額

(キ) 添付資料の電算端末のハードコピー中、家屋 Y に係る名寄番号、住登番号、棟番、一棟番号、評価額、課税標準額、参考税額

以下、上記の情報をその種類ごとに分類しなおして検討する。

A 個人及び法人の土地並びに個人の土地・家屋に係る情報について

ア(ア)、イ(ア)、ウ(ア)並びにエ(ア)及び(カ)は、個人及び法人が納税義務者（減免申請者かつ所有者）となっている土地に係る情報であり、イ(イ)は、個人が納税義務者（減免申請者かつ所有者）となっている土地・家屋に係る情報である。

a 納税義務者の住所・氏名、申請者の住所・電話番号・氏名・印影、所有者名、共有者名については、個人の氏名と、法人の所在地・電話番号・法人名・法人代表者のものとみなされる印影とに分けられる。

(a) 個人の氏名については、個人を識別することができる情報であるため、条例第 7 条第 1 号本文に該当する。また、同号ただし書のいづれにも該当しない。

(b) 法人の所在地・電話番号・法人名・法人代表者のものとみなされる印影については、個人と土地を共有している法人の情報である。当審査会が実施機関から聴取したところによれば、土地又は家屋を複数の所有者が共有している場合、それが法人であるか個人であるかに関わらず、市の税務事務上、その共有者全員を納税義務者としては一体として取り扱っているとのことである。本件公開請求の対象となった公文書においても、納税義務者ごとに付される通知書番

号（名寄番号）は、個人及び法人が共有している土地については共有者全員に対しひとつの固有の番号となっていることが認められる。このことから、個人と土地を共有している法人の情報は、その共有者である個人を識別することができる情報と一体不可分のものであると判断する。よって、条例第7条第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

b 通知書番号、名寄番号、住登番号については、いずれも市によって税務事務上納税義務者に付された固有の番号である。また、通知書番号は名寄番号と同一のものであるが、通常は当該納税義務者しか知りえない情報であることから、問い合わせ等においてこの番号を知っていることをもって納税義務者本人であることの真正性を担保する機能を持つ情報である。したがって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

c 土地の所在地・地番・地目・地積・登記地目・登記地積・課税地目・課税地積・画地番号、家屋の所在地・家屋番号・用途・構造・床面積については、個人が所有する資産に関する情報である。また、課税標準額、年税額、評価額、税額（変更前、変更後、差引額）、減免額、参考税額、算出税額については、個人が所有する固定資産に係る地方税に関する情報であり、一般に公にすることを予定していない。これを公開すれば、当該個人の権利利益を害するおそれがある。よって、条例第7条第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

B 団体の家屋に係る情報について

ア(イ)、ウ(イ)並びにエ(イ)、(ウ)及び(キ)は、団体（法人を除く。以下同じ。）が納税義務者（減免申請者かつ所有者）となっている家屋に係る情報である。

実施機関は、当該団体について、その成り立ちや活動実態などを把握していないことから、条例第7条第2号に規定する「法人その他の団体」に該当する任意団体、すなわち権利能力なき社団であるとは認められず、上記の情報は当該団体に属する個人に関する情報であるとした上で、個人が所有する財産に係る情報であるから、条例第7条第1号に該当すると主張する。

しかしながら、本件公開請求の対象となった公文書の内容及び当審査会が実施機関から聴取したところによれば、当該団体が現に市の税務事務上納税義務者として扱われていること、また、当該団体はその代表者が替わっても長期にわたり存続していることが認められることから、当

該団体は権利能力なき社団であると認めることが相当である。したがって、当該団体が所有する家屋に係る上記の情報については、条例第7条第1号には該当しない。

一方で、条例第7条第2号該当性についての検討が必要となる。条例第7条第2号に該当する非公開情報とは、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」又は「実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」である。

- a 通知書番号、名寄番号、住登番号については、いずれも市によって税務事務上納税義務者に付された固有の番号である。また、通知書番号は名寄番号と同一のものであるが、通常は当該納税義務者しか知りえない情報であることから、問い合わせ等においてこの番号を知っていることをもって納税義務者である団体に関係する者であることの真正性を担保する機能を持つ情報である。したがって、これを公開すれば、第三者に冒用されることで、当該団体の資産に関する情報が漏えいするなど、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。よって、条例第7条第2号に該当する。
- b 課税標準額、年税額、評価額、税額（変更前、変更後、差引額）、減免額、参考税額、算出税額については、団体が所有する固定資産に係る地方税に関する情報であり、一般に公にすることを予定していない。これを公開すれば、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。よって、条例第7条第2号に該当する。
- c 一棟番号、棟番については、いずれも市によって税務事務上家屋に付された番号であるが、一般にこれをもって当該家屋を特定することはできない。したがって、これを公開しても当該家屋を所有する団体の正当な利益を害するとはいえ、条例第7条第2号に該当しない。
- d 家屋見取図の見取図部分については、本件公開請求の対象となった公文書の内容から明らかであるとおりに、当該家屋の全部が公益のため直接占用されているとして固定資産税の減免対象となっていることから、当該家屋は多数の人が使用し、間取りについてある程度知ることができると認められる。したがって、これを公開しても当該家屋を所有する団体の正当な利益を害するとはいえ、条例第7条第2

号に該当しない。

C 個人の職名・氏名について

ア(ウ)並びにエ(エ)及び(オ)は、個人の職名又は氏名であって、個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号に該当する非公開情報とは、上記6において述べたとおりであるが、本件公開請求の対象となった公文書が「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」でないことは明らかである。したがって、当審査会は、本件処分において条例第7条第2号に該当するとして非公開とされた部分を公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかどうかについて検討した。

実施機関が条例第7条第2号に該当すると主張する非公開部分は、次のとおりである。

ア 固定資産税減免申請書のうち次の部分

(ア) 平成22年5月20日付け受米固税第376号の固定資産税減免申請書(以下「申請書C」という。)中、申請者の印影の一部、通知書番号、課税標準額、年税額、評価額、減免対象面積、税額(変更前、変更後、差引額)、減免額

(イ) 申請書A中、通知書番号、課税標準額、年税額、評価額、税額(変更前、変更後、差引額)、減免額

イ 平成22年度起案文書のうち次の部分

朝鮮総聯の対象資産について、家屋(1)の減免対象面積

ウ 固定資産税課税台帳兼名寄帳のうち次の部分

(ア) 申請書Cにより固定資産税の減免を受けた土地・家屋(以下それぞれ「土地Z」・「家屋Z」という。)について、名寄番号、住登番号、住宅割合、小規模地積、画地番号、一棟番号、棟番、評価額、課税標準額、参考税額、算出税額、減免額、課税額、年税額、期別税額

(イ) 土地Xについて、名寄番号、住登番号、画地番号、評価額、課税標準額、参考税額、算出税額、減免額

エ 平成18年度起案文書のうち次の部分

(ア) 家屋 の課税部分の床面積・課税額・減免額・年税額

(イ) 土地 の土地の課税対象面積・減免額・参考税額・年税額

(ウ) 土地 の減免額

(I) 建物 の家屋見取図の見取図部分

(オ) 添付資料の平成18年7月25日の現地調査報告書中、法人等の経済活動に関する部分

(カ) 添付資料の米子朝鮮会館日誌(2005年1月～6月)中、法人等の経済活動に関する部分

(キ) 添付資料の電算端末のハードコピー中、土地Z又は家屋Zに係る名寄番号、住登番号、棟番、一棟番号、評価額、課税標準額、参考税額

(ク) 添付資料の電算端末のハードコピー中、土地Xに係る名寄番号、住登番号、評価額、課税標準額、参考税額

以下、上記の情報をその種類ごとに分類しなおして検討する。

A 法人の土地・家屋並びに個人及び法人の土地に係る情報について

ア(ア)、イ、ウ(ア)並びにエ(ア)、(イ)、(I)及び(キ)は、法人が納税義務者(減免申請者かつ所有者)となっている土地・家屋に係る情報であり、ア(イ)、ウ(イ)並びにエ(イ)及び(ク)は、個人及び法人が納税義務者(減免申請者かつ所有者)となっている土地に係る情報である。

a 申請者の印影については、法人代表者の印影とみなされることから、これを公開すれば、当該印影をもとに印章の偽造が行われるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。よって、条例第7条第2号に該当する。

b 通知書番号、名寄番号、住登番号については、いずれも市によって税務事務上納税義務者に付された固有の番号である。また、通知書番号は名寄番号と同一のものであるが、通常は当該納税義務者しか知りえない情報であることから、問い合わせ等においてこの番号を知っていることをもって納税義務者である法人に係る者であることの真正性を担保する機能を持つ情報である。したがって、これを公開すれば、第三者に冒用されることで、当該法人の資産に関する情報が漏えいするなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。よって、条例第7条第2号に該当する。

c 課税標準額、年税額、評価額、税額(変更前、変更後、差引額)、減免額、参考税額、算出税額、課税額、期別税額については、法人が所有する固定資産に係る地方税に関する情報であり、一般に公にすることを予定していない。これを公開すれば、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。よって、条例第7条第2号に該当する。

d 減免対象面積、床面積、課税対象面積、住宅割合、小規模地積については、法人が所有する固定資産に係る地方税に関する情報であるが、

それのみでは税額等を推測することができるに過ぎず、正確な税額等を判別することはできない。したがって、これを公開しても当該法人の正当な利益を害するとはいえず、条例第7条第2号に該当しない。

e 画地番号、一棟番号、棟番については、いずれも市によって税務事務上土地又は家屋に付された番号であるが、一般にこれをもって当該土地又は家屋を特定することはできない。したがって、これを公開しても当該土地又は家屋を所有する法人の正当な利益を害するとはいえず、条例第7条第2号に該当しない。

f 家屋見取図の見取図部分については、固定資産税の減免対象部分と課税対象部分とに分けられる。本件公開請求の対象となった公文書の内容から明らかであるとおり、当該家屋の一部が公益のため直接占用されているとして固定資産税の減免対象となっていることから、その減免対象となった家屋部分は多数の人が使用し、間取りについてある程度知ることができるものと認められる。したがって、見取図部分のうち、固定資産税の減免対象部分については、公開しても当該家屋を所有する法人の正当な利益を害するとはいえなため、条例第7条第2号に該当しない。逆に課税対象部分については、そのような事実は認められないため、条例第7条第2号に該当する。

B 法人等の経済活動に関する情報について

エ(オ)及び(カ)は、朝鮮総聯の施設に関わる法人等の経済活動に関する内部情報であり、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められる。よって、条例第7条第2号に該当する。

条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号に該当する非公開情報とは、「法令等の規定により、公にすることができないと明示されている情報」である。

実施機関が、地方税に関する情報であり、地方税法第22条の規定にいう「秘密」に該当するため、条例第7条第4号に該当すると主張する非公開部分は、次のとおりである。

ア 固定資産税減免申請書のうち次の部分

(ア) 申請書C中、通知書番号、課税標準額、年税額、評価額、減免対象面積、税額(変更前、変更後、差引額)、減免額

(イ) 申請書A中、通知書番号、課税標準額、年税額、評価額、税額(変更前、変更後、差引額)、減免額

(ウ) 申請書B中、納税義務者の住所・氏名、家屋の家屋番号・種類・構造・床面積、申請者の住所・氏名・印影

(I) 申請書B中、通知書番号、課税標準額、年税額、評価額、税額

(変更前、変更後、差引額)、減免額

イ 平成22年度起案文書のうち次の部分

(ア) 朝鮮総聯の対象資産について、家屋(2)の家屋番号・用途・構造・床面積・所有者名

(イ) 朝鮮総聯の対象資産について、家屋(1)の減免対象面積

ウ 固定資産税課税台帳兼名寄帳のうち次の部分

(ア) 土地Z又は家屋Zについて、名寄番号、住登番号、住宅割合、小規模地積、画地番号、一棟番号、棟番、評価額、課税標準額、参考税額、算出税額、減免額、課税額、年税額、期別税額

(イ) 土地Xについて、名寄番号、住登番号、画地番号、評価額、課税標準額、参考税額、算出税額、減免額

(ウ) 家屋Yについて、納税義務者の住所・氏名、家屋番号、用途、構造、床面積、建築年月日

(エ) 家屋Yについて、名寄番号、住登番号、一棟番号、棟番、課税標準額、参考税額、算出税額、減免額

エ 平成18年度起案文書のうち次の部分

(ア) 家屋 の課税部分の床面積・課税額・減免額・年税額

(イ) 家屋 の納税義務者名・種類・構造・床面積

(ウ) 家屋 の減免額

(エ) 土地 の土地の課税対象面積・減免額・参考税額・年税額

(オ) 土地 の減免額

(カ) 建物 の家屋見取図の見取図部分

(キ) 建物 の家屋見取図の見取図部分

(ク) 添付資料の電算端末のハードコピー中、土地Z又は家屋Zに係る名寄番号、住登番号、棟番、一棟番号、評価額、課税標準額、参考税額

(ケ) 添付資料の電算端末のハードコピー中、土地Xに係る名寄番号、住登番号、評価額、課税標準額、参考税額

(コ) 添付資料の電算端末のハードコピー中、家屋Yに係る納税義務者名、家屋番号、用途、構造、階層、床面積

(カ) 添付資料の電算端末のハードコピー中、家屋Yに係る名寄番号、住登番号、棟番、一棟番号、評価額、課税標準額、参考税額

地方税法第22条は、「地方税に関する調査(中略)に従事している者又は従事していたものは、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」と定めている。この規定は、地方税に関する調査に係る事務に従事する者に守秘義務を課したものであり、ここにいう「秘密」とは、

一般に知られておらず、かつ他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実、すなわち「実質秘」をいうと解されている。この「実質秘」は、地方税法により漏らすことが禁じられているのであるから、条例第7条第4号の「法令等の規定により、公にすることができないと明示されている情報」に該当する。

そして、情報公開制度との関連においては、この「実質秘」にあたるかどうかは、条例の解釈適用により判断するのが妥当であると考え。その結果、本件公開請求の対象となった公文書の場合は、条例第7条第1号又は第2号に該当する非公開情報のみが、地方税法第22条の規定にいう「秘密」に該当し、ひいては条例第7条第4号に該当することとなると判断するものである。

これを踏まえ、以下、上記の情報をその種類ごとに分類しなおして検討する。

A 実施機関が条例第7条第1号又は第2号にも該当すると主張する情報について

ア(ア)、(イ)及び(エ)、イ(イ)、ウ(ア)、(イ)及び(エ)並びにエ(ア)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)及び(サ)について、実施機関は条例第7条第4号以外に同条第1号又は第2号にも該当すると主張している。当審査会は、すでに上記6及びにおいてその該当性について判断したところである。そして、前述したように、条例第7条第4号該当性に係る判断は、同条第1号又は第2号該当性について示したとおりである。

B 実施機関が条例第7条第4号のみに該当すると主張する情報について

ア(ウ)、イ(ア)、ウ(ウ)並びにエ(イ)及び(ロ)は、団体が納税義務者(減免申請者かつ所有者)となっている家屋に係る情報である。これらについて、実施機関は条例第7条第4号のみに該当すると主張している。その主張の趣旨は、これらの情報がすべて未登記の家屋に係る情報であることから、地方税に関する調査によって初めて得られたこれらの情報は、地方税法第22条でいう「秘密」に該当し、条例第7条第4号に該当するというものである。しかしながら、前述のとおり、条例第7条第4号該当性は、それが「実質秘」にあたるかどうかにより判断すべきものである。未登記の家屋であることを理由に、当該家屋に係る情報を他人に知られないことについて相当の利益があるということとはできない。そこで、当審査会はこれらの情報について個別に検討した。

a 家屋の家屋番号・種類・構造・床面積・用途・建築年月日・階層については、団体の資産に関する情報であって、条例第7条第1号に該当しない。また、これらの非公開部分は、公開しても当該団体の競争

上の地位その他正当な利益を害するとまではいえず、条例第7条第2号に該当しない。よって、条例第7条第4号にも該当しない。

b 納税義務者の住所及び申請者の住所については、団体の基本情報である所在地である。また、納税義務者の氏名、申請者の氏名及び所有者名については、団体の基本情報である団体名と、当該団体に所属する個人の職名及び氏名とに分けられる。

(a) 団体の所在地及び団体名については、条例第7条第1号には該当しない。

また、条例第7条第2号該当性についてであるが、一般に納税義務者又は減免申請者の基本情報は公にすることを予定していないため、当該団体の所在地及び団体名を公開することにより当該団体の権利利益を害するおそれがあると考えられる。

しかしながら、当該団体は、本件公開請求の対象となった公文書の内容から明らかであるとおりに、公益のため直接占有する固定資産に係るものとして固定資産税の減免を受けているのであるから、市政に関する情報に係る市民の知る権利を保障し、市が行政としての説明責任を果たすという情報公開制度の趣旨に鑑みれば、当該団体の所在地及び団体名を公開しても当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害するとはいえず、条例第7条第2号には該当しないというべきである。よって、条例第7条第4号にも該当しない。

(b) 個人の職名及び氏名については、個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。よって、条例第7条第4号にも該当する。

c 申請者の印影については、b(b)の個人の氏名の印影であることから、個人を識別することができる情報であると認められ、条例第7条第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。よって、条例第7条第4号にも該当する。

結論

したがって、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

年 月 日	内 容
平成24年12月11日	・実施機関から審査会に対して諮問 (平成24年11月22日付け異議申立て、 平成24年11月26日付け実施機関異議申立て受付)
平成24年12月28日 (本件に係る審査会第1回目)	・事務局職員による審議内容に係る説明 ・審議
平成25年1月7日	・実施機関に対して「意見説明書」の提出及び口頭説明を要請 ・実施機関に対して「異議申立てのあった処分に係る公文書」の提示及び関係資料の提出を要請
平成25年1月23日	・実施機関から提出された「意見説明書」を受付
平成25年1月25日 (本件に係る審査会第2回目)	・実施機関から提出された「意見説明書」について、 実施機関による口頭説明を実施 ・実施機関から提示された「異議申立てのあった処分 に係る公文書」及び関係資料に基づいて、インカメラ 審査を実施 ・審議
平成25年1月29日	・異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の 写しを送付するとともに、これに対する「反論書」 の提出の要請及び口頭意見陳述の意向確認を通知 (「反論書」提出期限平成25年2月18日、 口頭意見陳述申出期限平成25年2月8日)
平成25年4月16日 (本件に係る審査会第3回目)	・異議申立人から「反論書」の提出及び口頭意見陳述 の申出がなかったことを確認 ・審議
平成25年5月30日 (本件に係る審査会第4回目)	・実施機関による口頭説明を実施 ・審議
平成25年7月1日 (本件に係る審査会第5回目)	・審議
平成25年7月31日 (本件に係る審査会第6回目)	・実施機関による口頭説明を実施 ・審議
平成25年8月21日 (本件に係る審査会第7回目)	・審議
平成25年9月9日 (本件に係る審査会第8回目)	・答申の検討
平成25年10月10日 (本件に係る審査会第9回目)	・答申の検討
平成25年10月31日 (本件に係る審査会第10回目)	・答申の検討
平成25年11月4日	・答申の決定

答 申

【諮問件名】

公職選挙法で規定されている選挙人名簿の個人情報を鳥取県民参画基本条例に基づき県民投票を実施する鳥取県に外部提供することの可否について

1 審査の経緯

米子市選挙管理委員会(以下「実施機関」という。)から平成25年9月6日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第8条第1項において、実施機関は原則として保有個人情報の外部提供をしてはならないこととされており、その例外となる場合について同条第1項第1号から第6号までに掲げられている。本件諮問に係る外部提供(以下「本件外部提供」という。)については、条例第8条第1項第1号から第5号までに該当しないため、同項第6号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうかの問題となる。

本件外部提供は、鳥取県において鳥取県民参画基本条例(平成25年鳥取県条例第3号。以下「基本条例」という。)に基づく県民投票(以下単に「県民投票」という。)が実施される際に、県民投票の投票資格者、すなわち公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定されている選挙人名簿に登録された選挙人に係る個人情報を鳥取県に対して提供するものである。具体的には、選挙人の住所、氏名、生年月日、性別、選挙権の欠格事項の有無、転出先及び転出(予定)日である。

本件外部提供の対象となる個人情報は、選挙人という非常に多数の個人に関するものである。また、そこには選挙権の欠格事項の有無という通常他人に知られたくないと思われる情報も含まれている。仮にこのような個人情報が漏えいし、それを悪用されるようなことがあれば、被害が広範囲に及んだり、個人の権利利益が著しく侵害されたりする可能性も否定できない。

したがって、実施機関は、本件外部提供をすることの公益性あるいは必要性と、提供した個人情報の管理方法等を厳格に審査し、本件外部提供により個人の権利利益が不当に侵害されることがないように、行政機関として適切かつ慎重な対応をとる必要がある。

3 個人情報の外部提供に係る公益性・必要性

鳥取県は、平成25年3月に常設型住民投票制度となる県民投票の規定を盛り込んだ基本条例を制定した。

県民投票は、知事と県議会が政策を巡り膠着状態に陥った場合などに、特に重要な施策に関する事項等について、鳥取県内の市町村の選挙人名簿に登録されている選挙人の10分の1以上の請求又は知事若しくは県議会の発議により実施される。この県民投票は、県政の重要事項に関し、その判断を県政の主人公である県民に委ね、県民の意思を正しく県政に反映させることを目的としており、知事と県議会議員という二元代表による間接民主主義の補完としての直接民主主義を機能させる性質を有し、県民の県政参画の機会を制度的に保証するものである。当審査会は、地方政治におけるこのような住民参画制度は極めて高度の公益性を有するものと考ええる。

県民投票が上記のような性質を有していることから、その手続きは二元代表の選任手続きである公職選挙と同様に行われるべきであるとの趣旨から、基本条例第13条において、投票資格者についても公職選挙と同様、「県内の市町村の選挙人名簿に登録されている者で、知事及び県議会の議員の選挙権を有するもの」と定められている。鳥取県は、県民投票を実施するにあたり投票資格者を確認しなければならないが、公職選挙法により選挙人名簿は市町村の選挙管理委員会が調製・保管することとされているため、県内すべての市町村の選挙管理委員会からそれぞれが保有する選挙人名簿に登録されている選挙人の個人情報を取得する必要がある。そこで、実施機関は、本件外部提供により、実施機関が保有する選挙人の個人情報を鳥取県に提供しようと考えている。

公職選挙法第28条の3第1項には、「統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治または選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要」とされる場合には、「市町村の選挙管理委員会は選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない」と規定されている。県民投票は、県政に係る県民の意見を集約する行為であるが、県政の重要事項を直接決定するものではなく、その最終決定は、県民投票の結果を尊重しつつ知事や県議会の判断により行われることとなる。この点において、県民投票は当該最終決定を行う上での参考とすべき一種の世論調査であると考えられる。このため、鳥取県は、公職選挙法第28条の3第1項の規定により県内市町村の選挙人名簿を閲覧し、選挙人に係る個人情報を取得することも考えられなくはない。

しかし、選挙人名簿の閲覧制度により閲覧した個人情報は手書きで書き写すしかなく、県内約48万人の選挙人についてこれを行うことは膨大な作業である上、県民投票の投票日当日までの選挙人名簿の内容に係る抹消等の変

更を把握する必要があることから、現実的には鳥取県が選挙人名簿の閲覧制度を利用して県民投票の実施に備えることは困難である。

また、自己の情報を自分でコントロールするという権利を念頭に置いたとき、保有個人情報の外部提供は本人の同意のもと行われるのが基本であると考えられるが、本件外部提供の対象となる個人情報は、選挙人名簿に記載されている選挙人という非常に多数の個人に関するものであるため、すべての選挙人から同意を取るとは実際には困難であると言わざるを得ない。

以上のことから、実施機関が鳥取県において県民投票を実施することを目的として本件外部提供を行う公益性及び必要性は、極めて高いものであると認められる。

4 個人情報の保護対策

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の外部提供は慎重に行われるべきであり、外部提供をされた個人情報の利用及び保管・管理が適正に行われることが不可欠である。

本件外部提供の相手先となる鳥取県は行政機関であり、個人情報の保護については鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）に定められている。具体的には、個人情報の目的外利用及び外部提供の原則禁止、個人情報の適正管理、不要になった個人情報の適正廃棄、職員の守秘義務、個人情報の不正な取扱いに係る罰則などが規定されている。また、本件外部提供の対象となる個人情報は、最終的に「投票人確認名簿」という書類に記載された状態で鳥取県に提供されることとなるが、実施機関の説明によれば、この「投票人確認名簿」は鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）により5年保存とされ、保存期間が満了した際には溶解処理により廃棄されることである。

このことから、鳥取県においては、行政機関として個人情報を適正に利用し、かつ保管・管理する上での原則が明確にされており、個人情報を保護するための安全対策上の措置が施されていると認められる。

よって、本件外部提供により提供された個人情報は適正な取扱いがなされ、その安全性は確保されるものと思料される。

5 個人情報の外部提供の可否（結論）

上記のとおり、本件外部提供の目的は、鳥取県において県民投票を実施することにある。県民投票の実施により、その結果が県政に反映され、県民の県政参画の実現が図られることが期待されることから、本件外部提供の公益性は極めて高いものである。

さらに、本件外部提供は、鳥取県において県民投票の投票資格者を確認す

るために必要かつ不可欠なものであると認められる。

また、鳥取県に提供された個人情報に係る保護対策についても適正であり、個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと判断する。

よって、当審査会は、本件外部提供について可と認める。

6 付言

本件外部提供は、保有個人情報の外部提供の原則禁止の例外を規定している条例第8条第1項第1号から第5号までに該当しないため、本件外部提供の可否について、実施機関が同項第6号の規定により当審査会に諮問したことは、条例上の手続きとして当然である。そして、その該当性の有無は、当審査会の意見を聴いて最終的に実施機関が判断することとなる。

しかしながら、本件外部提供の対象となる選挙人に係る個人情報は、非常に多数の個人に関するものであり、かつ、センシティブな情報を含んでいる。このような個人情報の外部提供を、事前に本人に知らせることなく条例第8条第1項第6号を根拠として実施機関において決定することが真に適当であるかどうか、当審査会としては疑義がある。

そこで、当審査会は、今後このような案件が生じた場合には、当該案件に係る外部提供が保有個人情報の外部提供禁止の例外となる何らかの規定を、米子市個人情報保護条例又は当該案件に係る個別の米子市条例に設けることも検討されるよう要望する。米子市においてこの手続きを踏むことにより、広く市民に対し、より明確に、当該案件に係る外部提供の妥当性について示すことができると考えるものである。

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成25年9月6日	・実施機関から審査会に対して諮問
平成25年10月10日 (本件に係る審査会第1回目)	・実施機関による諮問内容に係る口頭説明及び質疑応答 ・審議
平成25年10月31日 (本件に係る審査会第2回目)	・審議
平成25年11月15日 (本件に係る審査会第3回目)	・答申の検討
平成25年11月25日	・答申の決定

平成 2 5 年度 米子市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書
(平成 2 6 年 5 月発行)

米子市総務部総務管財課情報公開係
〒683-8686 米子市加茂町一丁目 1 番地

TEL 0859-23-5352

FAX 0859-23-5390

Email somu@city.yonago.lg.jp